

福岡市慢性腎臓病（CKD）重症化予防啓発業務委託（提案時） 仕様書

1 委託件名

福岡市慢性腎臓病（CKD）重症化予防啓発業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日

3 目的

慢性腎臓病をはじめとした生活習慣病は重症化することで、心臓病、脳卒中、末期腎不全などを発症し、生命の危険や要介護・人工透析など日常生活上の制限が強いられるリスクがあります。そのため市民の健康寿命延伸においては、生活習慣病の重症化予防が重要となっています。

現在、福岡市（以下、「本市」という）では、医療保険者や医療関係者の連携を強化し、全市展開に向けた医療連携の仕組みづくりを進めていますが、同時に、市民一人一人の重症化予防に向けた適切な行動を促し、それを支援する取組みが必要と考えています。

本委託は、慢性腎臓病（CKD）重症化予防の啓発や市民の重症化予防のための行動を支援する取組みの企画及び実施を行っていただくものです。

4 業務内容

本市の国民健康保険加入者のみならず全市民を対象として、慢性腎臓病（CKD）重症化予防を推進するため、下記（1）～（3）を実施すること。

（1）慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための効果的な啓発

①啓発チラシの制作

- ア. CKD の基礎知識、早期発見の重要性、生活習慣の見直し等が分かりやすく伝わる内容とすること。
- イ. 上記ア. は対象者別に、（ア）子ども（小学校4年生）及びその保護者向け（イ）大人向けの2種類を制作すること。
- ウ. オリジナルキャラクターを新規にデザインのうえ、上記ア. が伝わる内容で制作すること。ただし、本市が既に保有する既存のキャラクターを併せて活用することを妨げないものとする。
- エ. A4サイズで作成すること。部数は、（ア）（イ）それぞれ15,000枚程度とする。なお、予算と広報の状況によっては増刷を検討することとする。

②ノベルティグッズの制作・イベント各種サンプリング

- ア. CKD の啓発メッセージ等を掲載したノベルティグッズを制作すること。
- イ. 日常生活で使用しやすく、CKD 認知度向上につながるものとする。
- ウ. デザインについては、上記①の利用を可能とする。
- エ. 数量は1,500個程度とする。なお、予算の状況によって数量を変更することもある。
- オ. グッズの種類等については、予算の範囲内で最適な内容を本市と協議のうえ決定すること。

③本市の健康関連イベント等での啓発

- ア. 上記①及び②を活用し、効果的な情報提供を行うこと。

- イ. 実施回数は年3回程度とする。詳細については、本市と協議のうえ決定すること。
- ウ. 必要に応じて、本市よりイベント開催の情報提供を行うこととする。

④効果的なメディア活用

- ア. Web、SNS、広報誌等、複数のメディアを活用した広報を行うこと。
- イ. 実施回数は年3回程度とする。
- ウ. メディアの選定、実施方法等については、本市と協議のうえ決定すること。

⑤ CKD 認知度に関する WEB アンケート

- ア. 1～2年に1回程度、必要に応じて一般市民（30～60歳代男女、1,000名程度）を対象としたCKD認知度に関する調査を実施すること。調査の実施時期及び回数については、本市と協議のうえ決定すること。
- イ. 調査方法（アンケート方式等）、設問内容については本市と協議のうえ決定すること。

(2) 医療機関等との連携における啓発

- ①CKD啓発に取り組む医療機関へ配布するためのステッカーを作成すること。医療機関の入口（屋外）に貼付することを想定し、耐候性・耐水性に配慮した仕様とすること。
- ②数量は200枚程度とする。
- ③必要に応じて、市民の重症化予防に向けた適切な行動（健診受診、通院継続、生活改善等）促進のため、企業や市民団体等と協力した啓発を実施すること。
- ④詳細については本市と協議のうえ決定すること。

(3) 目標値設定及び評価

- (1)(2)についてそれぞれ目標値を設定し、事業実施後、評価を行うこと。

(4) 次年度以降の事業展開の提言について

- (3)に基づき、今後、採るべき方策について提言を行うこと。

5 業務推進体制、作業スケジュール

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者をおくこと。

6 業務報告書及び成果品

本業務について、下記のとおり提出すること。

- (1) チラシ等の成果物：電子データ（PDF、イラストレーター等）一式
- (2) 業務報告書：紙媒体2部、電子データ（PDF）。

7 著作権等について

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、本市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、制作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。

- (4) 本市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、本市が認める場合に、受託者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) (4) の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (6) 映像等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わないものとする。
- (7) 作成した資料・データの著作権は、すべて本市に帰属し、本市の他の媒体における二次利用を可能とする。

8 特記事項

- (1) 本件委託業務の履行にあたっては、本書及び担当者の指示に従って誠実に実行すること。
- (2) 本件委託業務の履行にあたっては、本市と連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。
- (3) 関係法令を遵守のうえ、業務を行うこと。
- (4) 本業務によって知り得た情報については、外部に漏らさないように管理すること。
- (5) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、関係法令及び別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。また、個人情報等の安全管理措置管理体制、実施体制及び管理の状況について確認を行うため、少なくとも年1回以上、原則として別紙「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」に基づいた実地検査を行うこととする。
- (6) 業務を再委託する場合、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- (7) 作成した資料は、本市が求めた際に速やかに提示できるよう整備しておくこと。
- (8) 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には、本市と協議のうえ、定めるものとする。
- (9) 広報・啓発に関する印刷物については、ユニバーサルデザイン及びカラーバリアフリーに配慮して制作すること。